

令和2年生駒市農業委員会第1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年1月14日(火)午後3時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
中井 啓二
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
4. 生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について

3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 生産緑地の取得の斡旋について
- 令和2年度生駒市農業委員会予定表（案）
- 令和元年度農地中間管理事業推進農地利用最適化推進研修会開催要領
- 農政ならNo.477
- 生駒市農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況
- 生駒市農業委員の推薦及び応募の状況
- 生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱、及び改正案

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

- | | | |
|----|----|----|
| 1番 | 辻野 | 委員 |
| 2番 | 西口 | 委員 |
| 3番 | 田中 | 委員 |

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

阪奈トンネル出入口より西に約800mのところに位置する小倉寺町地内の農地2筆。

申請理由について

本農地は、譲渡人が高齢となり営農を続けていくことが困難となってきたため、本農地近隣に居住の譲受人が売買により取得する次第。地目は「田」であり、水稻、イモ類の栽培を予定している。

要件について

農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので、

当該要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はなかった。

No.3～7の申請地の位置について

北田原町地内で、国道168線沿いにある奈良交通バス操車場の北田原より南東約400メートルに位置する農地5筆。

申請理由について

譲受人は本農地の近隣に多くの農地を所有していたが、新たな国道163号バイパス敷設のため買収を受け、代替地を探していたところ、本農地を売買により取得することとなった次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また農地取得の下限面積要件は、家族で営農している農地が20アール以上あるので当該要件を満たしている。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1～2について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 本農地は譲渡人が高齢で維持管理ができなくなったので、譲受人が売買で取得することとなった。良い土地で草刈も行い、よく管理できている。問題はないと考える。
- 議長 議案第1号のNo.3～7について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明にもあったように、譲受人が国道163号バイパスの敷設のためかなりの田を失った。一方譲渡人は高齢のため営農が難しく譲渡の意思を示されたため売買契約が成立した。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。
議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。
- 係員 [議案第2号読み上げ]
本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

阪奈トンネル出入口より西に約750mのところに位置する小倉寺町地内の農地3筆。また本案件は議案第1号No.1、2の譲受人と同じ申請者である。

申請理由について

当該農地は、棚田として利用していたが崩れかけているところも多くあり、水田をしても水が漏れる箇所が目立っていた。近隣で奈良県が行う砂防関連工事による残土を活用し、当該農地のほとんどについて盛土を行うことで、農地の引き受け面積を拡張したうえ段差を少なくすることで安全性を高めることとした次第である。農地造成は、工期が半年以内であれば農地造成の届け出をすることになるが、本案件は県の砂防関連工事の進捗に大きく影響されることが見込まれ工期が半年を大きく超え、おおむね3年程度を見込んでいるので、4条による一時転用の申請となった。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、隣接農地や水利組合長の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、No.1～3は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

〔議案第3号読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請がでてきたもの。

No.1の申請地の位置について

近鉄生駒線萩の台駅の西約100mのところに位置する生駒市小平尾町地内の農地1筆。

申請理由について

譲受人が経営する建築業での資材置場が手狭になったため、本農地を青空資材置場に転用することになった次第。

次に立地基準による判断については、近鉄萩の台駅から300m以内に位置するので、第3種農地に該当する。

申請にあたって水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2～12の申請地の位置について

ひかりが丘住宅地の北西約300mのところに位置する北田原町地内の農地11筆。
申請理由について

3名の譲渡人はこれら農地を耕作してきたが、過去より土砂流出の影響を受けることが多く、また勤務との兼ね合いもあり、営農、維持管理が難しくなっていたところである。一方譲受人は、不動産業として工場用地、資材置場、駐車場の造成販売を行っており、予定している大規模な工場用地造成、工場建築のための青空資材置場、青空駐車場が必要となり、当該農地を利用することとなった次第である。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は、全て農用区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水は設置する貯水池や既設水路への放流としている。また北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員5名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.13～14の申請地の位置について

南田原交差点の西北西約1000mのところに位置する南田原町地内の農地。

申請理由について

譲渡人は、本農地での営農を行ってきたが、高齢で所有している農地の営農が難しくなってきたことから、法人が買い取り本農地についての土地の有効利用として転用し、太陽光の発電設備を設置することになった次第である。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は、全て農用区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、地元農家区長、水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等につきましても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.15の申請地の位置について

第二阪奈道路阪奈トンネルの入口の西約750mのところに位置する小倉寺町地内の農地1筆。議案第1号のNo.1、2及び議案第2号の申請と同じ申請者で、申請地につ

いても同じ小倉寺町地内である。

申請理由について

本農地は、譲渡人が高齢となり営農を続けていくことが困難となってきたところ、近隣に居住の譲受人が役員をしている会社の駐車場および資材置場などで利用することになった次第である。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって、資材置場であることから汚水はなく、雨水は自然浸透することになっており、また地元農家区長及び隣接農地の所有者の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.16の申請地の位置について

阪奈道路の辻インターチェンジの東約300mのところに位置する生駒市小明町地内の農地1筆。

申請理由について

譲受人は当該農地の隣地などで既に青空資材置場を借地利用しているが、経営する建築業での資材置場が手狭になったため、本農地を買い取り青空資材置場に転用することとなった次第である。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって、隣接農家や水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、これらの案件はいずれも転用面積が300㎡以上であることから、奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号及び議案第3号のNo.15の小倉寺町地内の転用について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 議案第2号の農地は棚田の一角で段々畑になっている。今回造成して利用しやすくす

ることとなった。第3号議案のNo.15は、譲渡人が高齢となり管理が難しくなったところ売買ということで話がまとまった。

- 議長 議案第3号のNo.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。
- 議長 議案第3号のNo.2～14について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 No.2～12は生駒市の工業団地指定地の一角で、過去に大量の残土が持ち込まれ、それが雨により崩れ長らく所有者も困っていた。所有者も高齢になり次の世代に引き継ぐには厳しい農地であったが、今回譲受人と売買契約が成立したのでよかったと思われる。
- No.13～14は田より畦の方が多く、また傍に住宅街があるため刈った草を燃やすこともできず営農・管理の継続が難しいということで売買契約に至った。
- 議長 議案第3号のNo.16について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
- なお、申請については転用面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。
- 議案第4号「生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」の説明を事務局に依頼。
- 補佐 生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の4条と第6条第1項の各一部を改正する必要があるため議案として上げたものである。
- 「生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の一部を次のように改正する。
- 第4条の見出し中「組織」を「組織及び委嘱」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。
- 評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、農業委員会会長が委嘱する。
- 第6条第1項中「評価委員会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改める。」
- 審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号 「生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」のNo.8は同じ農地につき、全てをまとめて報告。

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

報告第1号は、当該農地について相続の届出があったことの報告。報告第2号は、当該農地に賃借人がいたため、双方合意の上で、賃貸借契約を解除したことの報告。報告第3号は市街化区域の転用の届出の報告。

報告第3号No.8申請地の位置について

阪奈道路生駒インターチェンジの北約100mのところの位置する俵口町地内の農地。

報告事項

届出地の西側隣接地にデイサービスセンターがあるが、敷地内の駐車場が狭くなってきたことから、青空駐車場を目的として農地転用の届出がでてきたもの。当該地は道路に接していないが、デイサービスセンター内を通行して道路に出る計画になっている。

報告第3号No.1～7の申請地の位置について

鹿ノ台住宅地の北に隣接する高山町地内の市街化区域農地7筆。

報告事項

自己用住宅建築を目的として、農地転用の届出があったもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1～2は、既に山林化している農地。

No.3は、昭和63年に農地転用されたが、地目が農地のままになっていた農地。

No.4 は 40 年以上も前から建物の敷地になっていた農地。

No.5 は、既に山林化している農地。

No.6～7 は、20 年以上も前から資材置場となっていた農地。

No.8 は、既に山林化している農地。

No.9～10 は、昭和 50 年に農地転用されたが、地目が農地のままになっていた農地。

No.11 は、昭和 36 年に農地転用されたが、地目が農地のままになっていた農地

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がな
いとの確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第 5 号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

これらは市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用
者から工事の完了報告があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の「『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について」を説明。

昨年 10 月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥
事が続けて発生したことを受けて、去る 11 月 28 日に東京で開催された全国農業委員
会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を
決議し、更には全国農業会議所並びに奈良県農業会議から同様の申し合わせ決議を行な
うよう、文書にて生駒市農業委員会に依頼が来たため、当委員会においても別紙のとおり
決議を行なうものである。

○局長 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文を朗読。

(内容)

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制
度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同 33 条の
議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を
徹底するための研修等を実施すること。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の承認を宣言。

○議長 〔「生産緑地の取得の斡旋について」、「令和 2 年度生駒市農業委員会の予定につい
て」、「令和元年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会」について〕の説明
を事務局に依頼。

○主幹 〔「生産緑地の取得の斡旋について」、「令和 2 年度生駒市農業委員会の予定につい
て」、「令和元年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会」について〕を説明。

●生産緑地取得の斡旋について

生産緑地の所有者でなく主たる従事者に、死亡若しくは故障の事由が発生したことにより、生産緑地である農地を管理していくことができなくなったことから、生産緑地法の規定により、生駒市に対し当該地の買取り申出が出たが、生駒市では買取りを行なわないことから、今般、農業委員会に対し取得斡旋が出てきたものである。なお、買取りを希望する者がいれば、2月20日までに所有権移転することが必要となっている。

もし買取り希望者がなく所有権移転等がなされなければ、生産緑地としての行為制限が解除、具体的には農地転用が可能となる。

●令和2年度生駒市農業委員会の予定について

令和2年度農業委員会の現地調査及び委員会の予定を説明。令和2年度においては、委員の任期の交替があるため7月20日に臨時会を予定している。なお、各月の日程の最終決定については、1ヶ月前の委員会までにする予定である。

●令和元年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会

日時：令和2年2月21日（金） 午後1時～午後4時30分

場所：いかるがホール（大ホール）

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○議長 5月の予定について、例年連休明けに県の審議会があるが現地調査と重なることはないか。すでに調整済みか。

○主幹 県の予定が決定していないので調整はできていない。県の予定が決定し、重なるようであればその都度調整していく。

○議長 「その他」について事務局に説明を依頼。

○主幹 〔「農政なら No. 477」、「農のマッチングフェア」、「集落座談会」〕について説明と報告。

●農政なら

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会をはじめとする記事を紹介。

●農のマッチングフェア

令和2年2月8日（土）・グランフロント大阪で開催。秋にも開催されたもので、生駒市も参加を予定している。

●集落座談会

・12月13日（金）午後7時～ 南小平尾地区で開催。5名参加。

（内容）農地法、農業委員会制度、特定生産緑地などを説明。

・1月25日 有里地区で開催予定。

・1月26日 萩原地区で開催予定。

・2月15日 小瀬地区で開催予定。

○係員 〔令和元年度「なら農業委員会女性委員の会」実務研修会の開催について、「第24回北和の農を考えるつどい」〕について説明

●令和元年度「なら農業委員会女性委員の会」実務研修会

日時：令和2年1月20日（月） 午後1時～午後4時

場所：桜井市 農業研究開発センター

●第24回北和の農を考えるつどい

日時：令和2年1月22日（水） 午後2：00～午後4：00

場所：奈良市 ならまちセンター（市民ホール）

○補佐 12月1日～12月27日の間で募集をかけた、「生駒市農地利用最適化推進委員」、
「農業委員会の委員」の応募状況について説明。

●農地利用最適化推進委員の応募状況

●農業委員会の委員の応募状況

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 2月 12日（水） 午後2時 401、402会議室

現地調査 2月 6日（木）

前日2月5日（水）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時20分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年 生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻野 俊平

議席番号 2番 西口 まゆり

議席番号 3番 田中 勇治
